

**令和3年度
所沢市地域密着型サービス整備事業者
公募要領
(令和4年度整備分)**

令和3年8月

所沢市

1 公募の趣旨

地域密着型サービスは、介護を要する方が住み慣れた地域での落ち着いた生活を継続していくために、小規模な空間、家庭的な雰囲気、馴染みのある安定的な人間関係などに配慮した、身近な地域で提供されるサービスです。

所沢市では、「第8期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの更なる推進のため、地域密着型サービスの計画的な整備を図っております。

本公募では、利用者本人が、住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、可能な限りその居宅での生活を支援することを前提としつつ、施設入所が必要になった場合は、円滑に入所が行われるよう、居宅サービスと施設サービスを併設した拠点を募集します。

2 公募する地域密着型サービス

「1 公募の趣旨」に基づき、本公募では次の組み合わせで併設した拠点による整備を募集することとします。各サービス単体での申し込みはできません。

	サービスの種類	募集数	開設年度	圏域
1	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護 ※介護予防を含む。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※一体型・連携型どちらでも可。 	1 拠点 (1 拠点当たりの規模) 認知症対応型共同生活介護については、 2 ユニット 18 人	令和 4 年度	市内全域
2	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護 ※介護予防を含む。 ・看護小規模多機能型居宅介護 	1 拠点 (1 拠点あたりの規模) ・認知症対応型共同生活介護 2 ユニット 18 人 ・看護小規模多機能型居宅介護 登録定員 29 人まで	令和 4 年度	市内全域

(参考) 認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の分布

	所沢	松井東	松井西	柳瀬	富岡	新所沢	新所沢東
認知症対応型共同生活介護	なし	なし	なし	3	1	なし	なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	なし	なし	なし	なし	なし	なし
看護小規模多機能型居宅介護	なし						

	三ヶ島第1	三ヶ島第2	小手指第1	小手指第2	山口	吾妻	並木
認知症対応型共同生活介護	1	3	3	なし	3	なし	2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし	1	1	1	なし	なし	なし
看護小規模多機能型居宅介護	なし						

3 申込事業者の資格要件

選定後に本公募に係る地域密着型サービスを提供することとなる申込事業者は、次の要件を満たしていることが必要となります。

- (1) 法人格を有しており、介護保険事業の運営実績を有すること。
- (2) 選定された場合、実際にサービスの運営事業者となる者であること。
- (3) 介護保険法による指定事業者の欠格事項に該当しないこと
 - ※ 地域密着型サービス・・・介護保険法第78条の2第4項、第6項
地域密着型介護予防サービス・・・介護保険法第115条の12第2項、第4項
- (4) 運営事業者（法人の役員等）及び整備事業に関わる者が、所沢市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員、又はその関係者でないこと。

4 スケジュール

令和3年	8月2日（月）	事前相談の受付開始 本公募への申し込みを行うには、必ず事前相談が必要です。 P.3「5 申し込みと提出書類」をご確認いただき、電話で予約の上来庁してください。 公募申込の受付開始 事前相談を受けた後、すべての提出書類を整え、電話で予約の上来庁してください。 質問受付 本公募に関する質問は、事前相談時のほか、「地域密着型サービス整備事業者公募要領に係る質問書」により受け付けます。回答は質問者への送付と併せて随時市のホームページに掲載しますのでご確認ください。 ・ 受付方法 電子メール tsj@city.tokorozawa.lg.jp F A X 04-2998-9410 介護保険課事業者管理グループ 宛 ※ 送信後は確認の電話連絡（04-2998-9420）をお願いします。
	8月31日（火）	事前相談・質問受付 終了
	9月15日（水）	公募申込 受付終了
	10月下旬～11月 ～12月	（書類確認期間） 所沢市地域密着型サービス事業者選定委員会による審査 ※ 整備事業者によるプレゼンテーションを実施します。 （令和3年10月28日（木）予定） 市長が事業者を選定 選定結果の通知
令和4年度中	サービス提供開始	

5 申し込みと提出書類

(1) 事前相談

公募申込には事前相談が必要です。事前相談なく(2)の公募申込みはできません。

事前に電話予約を行い、運営法人の方が来庁してください。

【受付期間】

令和3年8月2日(月)～8月31日(火)

午前8時30分～午後5時15分

【必要書類】

提出書類のうち、次の資料をお持ちください。

- ・「3 地域密着型サービス事業計画概要書」
- ・「4 計画地の案内図、周辺地図」
- ・「9 配置図、平面図、立面図」
- ・「21 開設までのスケジュール」
- ・その他説明に必要な資料(現在運営している施設等に関するパンフレット等)

(2) 公募申込

公募申込には事前相談が必要です。(1)の事前相談なく公募に申し込むことはできません。

事前に電話予約を行い、運営法人の方が来庁してください。

【受付期間】

令和3年8月2日(月)～9月15日(水)

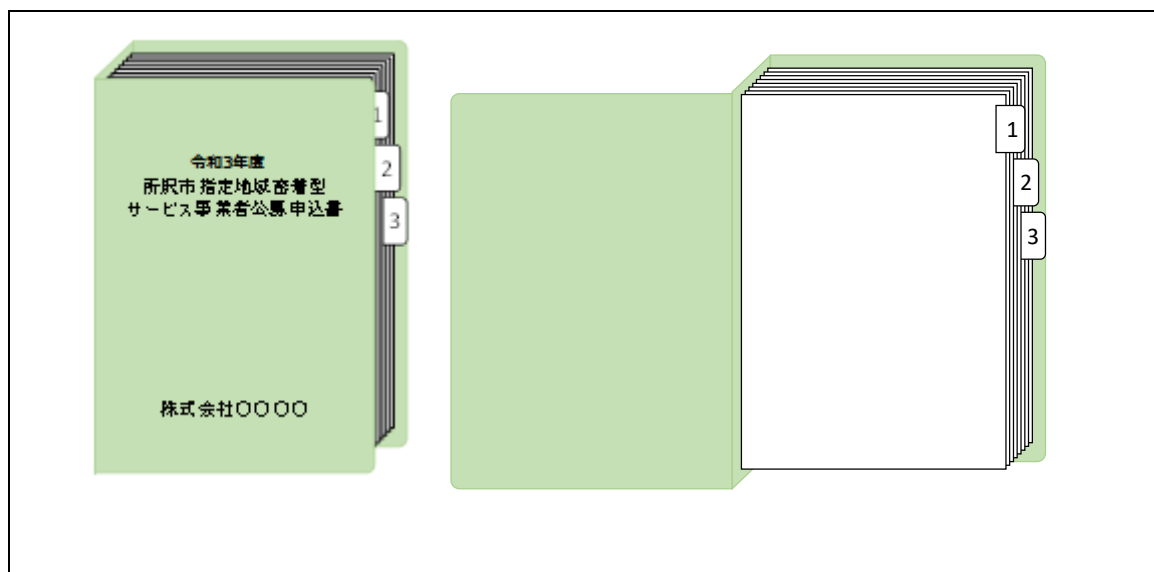
午前8時30分～午後5時15分

【提出書類】

- ・別紙「地域密着型サービス事業者公募申請書類一覧表」のとおり

【提出書類の体裁】

- (1) 正本1部、副本(正本の写し)9部を提出してください。
- (2) 提出書類一覧表の項目番号ごとに、項目名を記載した仕切り紙を挟み込み、インデックスを付けてください。また、書類全体の通し番号をすべてのページに記載してください。
- (3) 正本・副本ともにA4タテ型フラットファイルに綴じた状態としてください。また、フラットファイルの表紙と背表紙には、次のように記載してください。
【令和3年度所沢市地域密着型サービス整備事業者公募申込書(法人名)(正本・副本)】
- (4) 所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4判で作成して下さい(図面等、縮小すると文字等が極めて細くなる場合はA3でも可)。
- (5) 原則として両面印刷として下さい。ただし、構成上、一部片面印刷は可とします。
- (6) オーナー型の場合は、応募を希望する事業者の方がオーナーに関する書類も取りまとめて提出して下さい。
- (7) 上記書類のほか、市が必要と認めたときは別途書類の提出を求める場合があります。



6 整備事業計画の要件

整備事業計画の作成に当たっては、その内容が次の要件を満たしていることが必要となります。書類上の記載が必要でない事項についても、必ず遵守するようお願いいたします。

- (1) 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定を受けること。
- (2) 地域密着型サービスの趣旨を理解し、利用者を原則として所沢市民に限ること。
- (3) 施設の設計、整備事業計画の策定に当たっては、必ず所管する関係機関に確認を行い、介護保険法、建築基準法、消防法その他関係法令及び関係通知等の基準をすべて満たすこと。整備事業者として選定された後に、開発許可を得られないなど重大な事象が生じた場合、選定の取消しを行う場合があります。
- (4) 事業予定地に抵当権（根抵当権を含む。）が設定されていないこと。（抹消が確実な場合を除く。）
- (5) 消防設備については、スプリンクラー、消防機関へ通報する火災通報設備、自動火災報知設備を設置すること。
- (6) 整備事業計画について、計画地の地区代表者（自治会長等）及び隣接地権者及び隣接地住民に対して十分な説明を行っていること。
- (7) 令和4年度中に施設整備を完了し、サービス提供を開始すること。

7 整備費等に係る補助金

(1) 補助金の活用について

本公募による整備事業計画については、「埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金」を活用した補助の対象とすることができます。

補助内容や金額等については現時点のものであり、今後変更されることがあります。また、補助金については、県及び市の予算の範囲内であり、不交付となる可能性があります。本補助金を資金計画に組み込む場合であっても、不交付となっても実施が可能なものとしてください。

※ 補助金を活用しないこととした事業計画内容で申し込んだ場合、申し込み後に補助金を活用する内容に変更することはできません。

※ 補助金を活用した場合、当該補助金により造成された財産については処分制限がかかります。制限期間中は、原則として売却や譲渡等を行うことはできません。

補助金の内容 ※令和2年度の内容であり、実際に協議を行う令和4年度には変更される場合があります。

① 施設設備費に係る補助

- | | |
|-----------------------|------------|
| ・ 認知症対応型共同生活介護事業所 | 3,360万円/施設 |
| ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 594万円/施設 |
| ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 3,360万円/施設 |

② 開設準備経費に係る補助

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ・ 認知症対応型共同生活介護事業所 | 83.9万円/入居定員 |
| ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 1,400万円/施設 |
| ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 83.9万円/宿泊定員 |

(2) 補助金を活用する場合のスケジュールについて

補助金の交付決定（令和4年度中）を受けるまでは整備事業に着手できません。また、工事業者の選定や物品の購入等の際の業者決定に当たっては、原則として所沢市契約規則に準じた一般競争入札等が必要となるため、入札前に行う公示等の手続や期間を考慮してください。

これらを踏まえ、令和4年度中にサービス提供の開始が行えるよう、スケジュール作成に当たっては十分に吟味してください。

(3) 消費税・地方消費税に係る仕入控除額の報告について

本補助金は、収入として消費税法上不課税取引に該当します。整備事業における課税仕入れについて補助金の交付を受け、確定申告の際に仕入税額を控除した場合、実質的に仕入れに係る消費税額を負担していないこととなります。

このため、整備事業の実績報告により補助金の交付を受けた後、確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定した場合、仕入税額控除報告書により報告を行っていたとき、返還額が生じる場合は当該額を返還していただくこととなります。

8 選考及び審査

(1) 選定方法

申込書類の受理後、「所沢市地域密着型サービス事業者等選定委員会」による書類審査と、申込事業者によるプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施した後、市長が整備事業者を選定します。

(2) 審査方法

- ① 書類審査は、提出書類により計画地・建物の状況等などについて客観的に評価します。
 - ② ヒアリング審査として、事業計画の内容等を総合的に評価します。
- ※ ヒアリング日程等は後日に通知いたします。

【審査事項・委員会で意見を聴取する主な事項】

- ① 法人の実績について
- ② 計画地・建物の状況について
- ③ 資金計画・収支計画について
- ④ 職員体制について
- ⑤ 設備・利用料について
- ⑥ 入居者・家族への対応について
- ⑦ 外部との連携について
- ⑧ その他

9 応募に際しての留意事項

- (1) 書類の提出に要する経費については、選定結果に関わらず、本市は一切負担しません。
- (2) 書類提出後の内容の変更は原則認めません。また、提出書類は返却しません。
- (3) 提出書類の内容について、関係機関に照会を行う場合があります。
- (4) 次に該当する場合、審査を行うことなく不適とする場合があります。
 - ① 提出された書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
 - ② 重要な事項（建設場所・定員・資金の確保等）に変更があった場合
 - ③ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- (5) 書類の提出後、選定前までにやむを得ない事由等で辞退する場合は、法人代表者印の押印された辞退届（様式自由）を提出していただきます。
- (6) 整備事業者として選定された後に辞退することは、本市の行政計画全体に大きな支障を来たすことになるため、その影響を十分認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募して下さい。

また、選定された事業者名は公表するため、その後に辞退する場合は、法人名、所在地、代表者名、辞退理由等を公表することになります。また、必要に応じて関係機関等への説明を行っていただく場合があります。
- (7) 選定の結果は、応募事業者に郵送によりお知らせします。
- (8) 審査の結果、選定を行わない場合があります。
- (9) 選定された事業者が辞退した場合は、次点の事業者を繰り上げて選定する場合があります。
- (10) 申込書類の提出をもって、本要領に定める要件等を承諾したものと見なします。

10 質問及び回答

この要領に関する質問につきましては、事前相談時か「地域密着型サービス整備事業者公募要領等に係る質問書」に記入の上でメール又はFAXにより提出して下さい。これ以外の方法（電話、口頭等）での質問はご遠慮下さい。なお、送信後は受信確認のため市の担当者あてに電話にて確認をお願いいたします。受け付けた質問については回答書を作成し、随時市のホームページに掲載します。

(1) 送信先及び電話確認先

所沢市福祉部介護保険課 事業者管理グループ

Tel : 04-2998-9420

FAX : 04-2998-9410

Mail : tsj@city.tokorozawa.lg.jp

(2) 質問受付期間

令和3年8月2日（月）～8月31日（火）まで